

オピニオン

日本の資産格差

サントリーホールディングス社長

新浪 剛史



59年横浜市生まれ。ハーバード大経営大学院修了(MBA取得)。三菱商事に入り、02年からロンドン社長。14年5月に会長。14年10月から現職。10年、経済同友会副代表幹事。14年9月から経済財政諮問会議民間議員。

フランス人学者のトマ・ピケティ氏の著書「21世紀の資本」が世界で話題になっている。米国でもベストセラーになった背景には、米国内で一部の企業経営者らとそれ以外の層との経済格差が拡大している現状がある。

富裕層が豊かになると、消費拡大などを通じて経済成長を促し、中間層以下の暮らしも底上げされる「トリクルダウン効果」が期待される。だが、米国での効果は議論の分かれるところであり、富の偏在が際立っている。

米国経済の回復に伴う株価上昇の効果の多くも、富裕層の資産増加につながり、国民の資産格差は広がった。ピケティ氏は格差の存在を認めているし、私もある程度の格差は必ずしも悪いと思わない。米国では努力し発明やアイデアを生み出して、のし上がり、巨万の富を築くアメリカンドリームは色あせていない。

富を求める食欲は、経済、社会を発展、進歩させるインベション(技術革新)の原動力になる。日本の経済格差は、米国に比べると小さく、

公平・公正な課税で是正を

一握りの富裕層と多数の貧困層が対立し分裂する危険性は低い。だが、インベションは米国ほど頻繁には起きない。それも問題だと思っ

米国は偏った富を再分配する政策をとる必要がある。特に、大学、大学院の学費、進学するまでの教育費が国際的に高過ぎる。経済的に恵まれない家庭の子どものは、奨学金制度、学費ローンの制度も用意されている。しかし、それでも足りないほど教育費がかかることが多い。

米国では所得、資産が少ない家庭は、子どもが高等教育を受ける機会が奪われつつある。経済格差が親から子、孫に引き継がれる格差の固定化は今後さらに進むだろう。日本もそうならないような対策を講じなくては行けない。国内で目立つ格差には種類がある。

所得の低い母親と子どもで構成される母子家庭と一般家庭との格差、65歳以上の高齢者世帯間の格差、高齢者世帯と若い世代の世帯との世代間

格差、東京など大都市圏と地方との地域間格差が挙げられる。これらの格差のうち、高齢者と若い世代の間の資産格差が最も深刻だ。

ピケティ氏が指摘する資産課税の強化は、方法については十分な議論を必要とするが、一考に値する。60歳以上の世代は金融資産全体の67割を保有するといわれる。

この世代に対する資産課税を強化し、税収増を20、40歳代の子育てや教育を支援する給付や減税の財源にする社会保障政策の見直し格差の拡大是正に役立つ。子や孫に継承する資産の一部を社会に還元させることは、機会の公平を担保する上で重要な視点だ。

特に、低所得の母子家庭の子どものは、十分な教育を受けられないと、貧困の連鎖につながりかねない。そうした家庭の子どもが、保育や、幼稚園から大学、大学院までの教育を受けた場合、国が費用を負担する制度の整備が急務と考える。

資産課税の強化には、国が国民の資産を正確に把握することが前提になる。2016年1月に、国民一人一人に番

号を割り振り、社会保障の負担と給付、納税などの情報を一元管理するマイナンバー制度が導入される。個人情報の漏えいや不正利用の防止策を完備し、今後は早期に預金、証券口座などへの適用も義務化して、国民の資産額に応じた公平、公正な課税ができるようにすることが重要だ。

そうすれば、格差の固定化を防ぐ相続税の課税を適正にできる。日本では相続税の最高税率が55%と、先進国では最高水準で、これ以上の税率自体の引き上げは難しい。

しかし、課税対象は「くくった人全体の約4%と低く、マイナンバー制度の適用拡大で、これまで補足しきれなかった個人資産が明らかになり、課税ベースは大幅に広がるだろう。国は資産だけではなく、所得も従来以上に正確につかめる。この結果、所得税などの課税逃れは減る。

さらに、生活に困窮する低所得者には、所得税を免除し、生活費を給付する「給付付き税額控除」制度も、年金、生活保護などの既存の制度を整理した上で、国のセーフティネット(安全網)に加えることが可能になる。



米政府が提案した国外にためた利益への課税イメージ

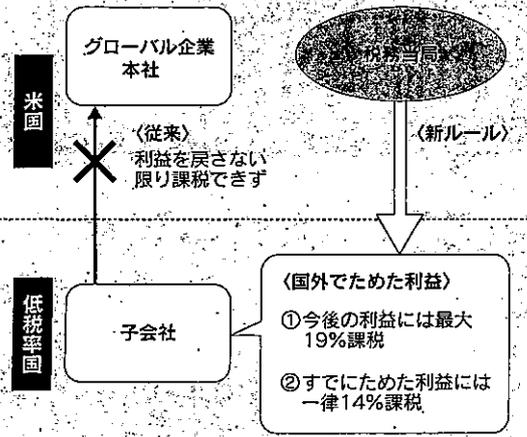
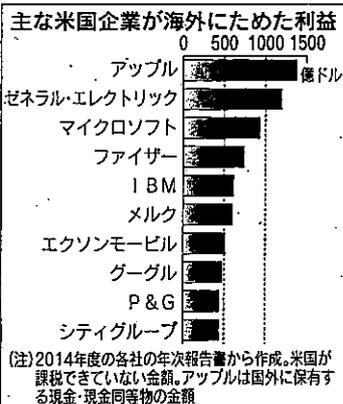
グローバル企業の税逃れ 新たな対策

米、国外利益に一律課税

10年で61兆円 企業反発

米国が自国内に本社をもつグローバル企業の税逃れ対策に苦しんでいる。これまで実施してきた企業の国際的な租税回避に歯止めをかける対策は十分な効果を生み出せていない。新たに企業が国外にためた利益に一律課税する考えを打ち出したが、表現できるかは不透明だ。米国の苦闘はグローバル企業への課税の難しさを改めて浮き彫りにしている。

「(税制の)抜け穴を016会計年度(16年10月〜16年9月)の予算案で、外国に利益をためた企業への恩恵を削いで国外にためた利益へ止める」。オバマ米大統領の課税を提案した。今後、領は1月20日の一般教書で米企業が海外で稼いだ利益を、海外にためた利益に1回課税する。大統領は2月、海外にためた利益に1回課税する。一度課税された利益を米国内に戻しても追加課税しない。10年間で5064億ドル(約61兆円)の税収を見込んでいる。



国際課税ルールの見直しや米国の税制改正動向をどうみるべきか。企業の租税回避問題に詳しい本庄賢・名古屋経済大名誉教授に聞いた。

「先進各国などが協力し、国際課税ルールの見直しを進めているのは画期的だ。国際法では他の国の課税主権に干渉しないというルールがある。だが、それを守るだけではグローバル企業が税制の違いを利用して租税回避する動きに処できない。日本は率先して防止策を法制化し、新興国にも対応を促すべきだ」

日本、率先し法整備を

名古屋経済大 本庄名誉教授に聞く

「各国は税源浸食対策で協力する一方、企業を自国に誘致しようとする競争を激化させている。さらに課税ベースの縮小競争も始まっている。欧州連合(EU)は域内の課税ベースをそろえようと努力しており、世界各国もこうした方向を目指すことが必要だ」

「米国の税率を引き下げて、米企業はそれほど本国にお金を戻さないだろう。仮にオバマ政権が国外にためた利益に課税しても、米企業はインバージョンを実施し、国外の利益に対して米国の課税権が及ばないようにするだろう」

「(税制の)抜け穴を016会計年度(16年10月〜16年9月)の予算案で、外国に利益をためた企業への恩恵を削いで国外にためた利益へ止める」。オバマ米大統領の課税を提案した。今後、領は1月20日の一般教書で米企業が海外で稼いだ利益を、海外にためた利益に1回課税する。大統領は2月、海外にためた利益に1回課税する。一度課税された利益を米国内に戻しても追加課税しない。10年間で5064億ドル(約61兆円)の税収を見込んでいる。

新たな対策を打ち出したのは、現状のルールが機能していないからだ。米国は企業の国外利益に国内と同じ35%を上限とする税金を課す制度を採用している。だが、米国の利益を戻さなければ課税されないため、企業は国外の利益を低税率の国にためている。米企業はどんな手法をとっているのか。主に利子や配当の支払い、ロイヤルティなど知的財産利用料の支払いが非課税になる国々の仕組みを使い、高税率の国で稼いだ利益を低税率国の子会社に集めている。米国内には租税回避地にためた利益への課税制度もあるが、企業は様々な手法で抜け穴を使っている。

その一例が米ウォルト・ディズニード。同社は欧州などで得た利益を配当や利子の形でルクセンブルクの子会社に吸い上げている。集めた利益は10年からの4年間で約10億ドル(約1300億円)だが、早くも限界が見え始めている。外国企業が米企業を買収する場合は米企業を全面的に非課税に含めた包括的な対策が必要だ。2月にはカナダの製薬会社パリアントが米同業のサリックスを買収する予定で、アイルランド同業も同社買収に名乗りを上げた。9月に導入したルールを契機に米企業がM&A(合併・買収)の草刈り場となりつつある。この動きが広がれば、国外にためた利益に一律課税する新たな対策も効果薄れかねない。

オバマ大統領は09年の就任以降、海外課税の抜け穴をふさぐ法改正を提案してきたが、企業寄りな共和党内の反対で実現できなかった。今回の提案は法人税率を引き下げても含んでいる。共和党側も話し合う余地があるとの見方が出ているが、国外にためた利益に対する一律課税は企業の反発で難航が予想される。

日本、95%非課税
 日本では09年、海外子会社から日本の親会社に配当した場合に95%まで非課税とする制度を導入した。円安で企業が国内投資に回帰する動きもあり、資金が戻るようになった。

一方、米企業は海外の利益をそのまま海外投資に回す傾向が強い。米国の法人税率を下げたり利益を本国に戻す際に非課税にしたりしても、自国の雇用創出にはつながりにくいとの声もある。

米国の企業税制改革の行方は、日本を含めた各国の税制にも影響を与えそうだ。米国の税率引き下げ競争に加われば、外国企業を誘致したい国が一段と税率を下げるなどの優遇措置を打ち出す可能性もある。

米企業は経済協力開発機構(OECD)の国際課税ルールの見直しなどを見越して、2国間取引を使わずに節税する新たな方法を模索し始めている。「大手税理士法人の専門家が、企業の活力をそがずに税負担の公平性に配慮したルールをどう構築すべきか。一国だけでは対応に限界があり、世界各国が協議しなければ実効性は得られない」

に利益を戻さなければ課税されないため、企業は国外の利益を低税率の国にためている。

米企業はどんな手法をとっているのか。主に利子や配当の支払い、ロイヤルティなど知的財産利用料の支払いが非課税になる国々の仕組みを使い、高税率の国で稼いだ利益を低税率国の子会社に集めている。13年までの5年間で37億ドルの収入があったが、同国での税負担は計1600万円にとどまったという。

こうした仕組みについて、米企業はいずれも各国のルールを順守している。米企業は海外にためた利益は合計で2兆1千億に上るとの試算もある。

米政府はこれまでもグローバル企業の節税策に歯止めをかけるようとしてきた。昨年9月には親会社を国外に移して節税する手法(インバージョン)を抑制する対策を導入したが、早くも限界が見え始めている。外国企業が米企業を買収する場合は米企業を全面的に非課税に含めた包括的な対策が必要だ。2月にはカナダの製薬